

本契約書の構成及び一般的な契約条項は、JISA(社)情報サービス産業協会のモデル契約書「ソフトウェア開発委託契約書」(平成14年5月版)を参考にしました。  
元の資料としては<http://www.jisa.or.jp/>の「法務」をご参照ください。

参考契約書との対比: ⇒ ほぼそのまま、→ 文言読み替え、変更 ◎ ○ 意味変更、□ 追加、削除など アト: 後で検討

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
⇒	第1章 総 則		
⇒	(契約の目的)	丙(被監査部署)の記載は第1条2項、第2条)	保証型の内容は中で記述する
→	第1条 甲は、本契約に定めるところにより、甲の情報セキュリティ監査に関し、「監査依頼書」「提案書」に記述する「1. 本件業務の名称」及び「2. 本件業務の内訳」所定の本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。		第1条
→	2. 甲は乙に対し、丙を被監査部署とする本件情報セキュリティ監査業務委託の対価として、別途定める所定の委託料を支払う。		
⇒	3. 甲及び乙は、本件業務の遂行には甲、乙及び丙の共同作業及び分担作業が必要とされることを認識し、互いに役割分担に従い分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力する。		
⇒	(定 義)	基準、基準文書、 条件付保証型監査	
⇒	第2条 本契約で用いる用語の意義は、次の通りとする。		第2条
○	① 「監査依頼書」とは甲が丙を被監査部署として実施する情報セキュリティ監査業務を委託する内容と実施要件を甲が纏めた文書を言う。 「監査依頼書」には、当監査業務において甲が要望する保証内容に関する事項の記載が有り、その要望内容の確認を行えるものとする。		「監査依頼書」の項目例、別紙
◎	② 「提案書」とは、本件業務に関して「監査依頼書」に基づきその実現方法・制約条件等の事項が記述された書類であり、本契約の前提として乙によって作成されるものをいう。 「提案書」には、当監査業務において甲が要望する保証内容に関して、乙が実施した結果として保証する事項の範囲とその表現等について記述する。これに基づいて甲、乙(または丙をまじえて)が保証方法、内容等について検討する前提となる。		「提案書」の項目例、別紙

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
◎	③ 「監査計画書」とは、甲が発注する情報セキュリティ監査の「監査依頼書」とその「提案書」に基づき、監査内容と保証に関する事項について検討結果の合意と同意事項に基き作成される。「監査計画書」は本件情報セキュリティ監査を実施し監査報告書を作成し及び監査報告する上で必要となる監査の目的、監査の範囲、手法及び制限事項、技術的実現方法、運用上の制約事項などの事項を乙が記述した書類をいう。 「監査計画書」は監査の内容などの状況に応じて、「監査基本計画書」、「監査詳細計画書」に分けることがある。		
→ ◎	④ 「監査対応」とは、監査実施時に乙が要望する本件業務の遂行に必要な資料の査閲及びヒアリングに甲および丙が対応することという。		
→ ◎	⑤ 「ドキュメント」とは、監査実施及び監査報告書作成に関わる根拠資料及び監査対応記録(監査調書)等の書類をいう。		書式の検討:後日
アト	⑥ なし	定義から外す 17条参照 監査が2W程度の場合はこれは規定しない。	「中間成果」について規定する場合の検討は後。
□	⑦ 「審査対象文書」とは、「監査計画書」に記載された情報セキュリティ監査の実施においてその情報システムに関わる文書をいう。これらは乙の要求により乙に提示されるものとする。		
□	⑧ なし		
□	⑨ 保証は、次のように分ける。 (仮)「保証1」:監査の結果確認が出来、現状にて保証できる事項(現状保証) (仮)「保証2」:改善事項を是正した結果保証できる事項(改善確認後保証)		
→	(甲が乙に委託する本件業務の内容)		
→	第3条 甲が乙に委託する本件業務は、情報セキュリティ監査基準、システム監査基準、JISQ19011等に準拠して実施する情報セキュリティ監査について次の各号で纏められる監査計画書作成業務、監査実務業務及び監査報告業務から構成されるものとする。ただし、改善実施確認を追加業務とすることは別途契約により定める。	JIS、システム監査基準に則って	第3条 基準については個別に規定する。 例:JISQ19011
→	① 監査計画書作成業務		
◎	「監査依頼書」、「提案書」に基づき、 監査機能要件を分析・定義した上で、監査計画書を作成する		
→	② 監査実務業務		
◎	監査計画書に基づき実施される監査及び監査結果を取りまとめ整理するまでの業務		
□	③ 監査報告業務		
□	監査結果については、監査報告書を作成し報告する。保証1の内容について報告する。		保証1→第31条
□	④ 改善実施確認業務		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
□	⑤ 監査の結果の改善・是正事項を実施し、その是正完了を確認する業務。ある目的の機能等の保証を目的とするオプション事項。 保証2の内容を保障する前提。		保証1→第31条
→	(甲、乙、丙の役割分担)および(甲、乙、丙の共同役割り)		
◎	第4条 本件業務の遂行に当たり、甲及び丙は、本契約の各条項の定めに従い、次の各号に定める役割を分担するものとする。		第4条
◎	① 監査計画書作成業務における乙から要請された作業の実施及び協議への参加		
□	② 被監査部署丙は監査計画書に計画された監査実施について、乙に協力する		
◎	③ 被監査部署丙は監査におけるヒアリング、現場調査、資料調査閲覧、提出への協力、及びその際に事実(あるがまま)を回答すること	うそを言うてはいけない(事実(あるがまま)を回答すること)	告知義務、 資料提供
◎	④ その他、本契約の他の条項で定める事項及び乙が要請した作業への協力		
	(業務委託の区切り)		
□	第5条 本件業務の委託は監査計画作成業務まで、及び監査実施業務と監査報告業務、改善実施確認業務に区切り、それぞれ契約単位とする。それぞれの業務について委託、受託の合意の下で着手する。	全体図参照	
⇒	(納入物)		
⇒	第6条 納入物は別紙2「納入物一覧」の通りとする。		第5条
⇒	2. 納入物の納入を受けた場合、甲は乙に対し、受領書を交付する。		
⇒	(委託料の支払時期及び支払方法)		
⇒	第7条 甲は、監査計画書作成業務の委託料を、第16条に定める監査計画書確定日から__日以内に乙の指定する銀行口座に振込むものとする。	監査詳細計画書まで、1つ区切る	第6条 監査業務の分割の明確化。 別資料
⇒	2. 甲は、監査実施業務と監査報告業務の委託料を、第22条による監査結果の承認日から__日以内に乙の指定する銀行口座に振込むものとする。		
⇒	3. 甲は、改善実施確認業務の委託料を、第22条による改善実施確認業務結果の承認日から__日以内に乙の指定する銀行口座に振込むものとする。		
⇒	4. 前3項にかかる消費税等相当額及び振込手数料は甲の負担とする。		
⇒	(作業期間及び納入期限)		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
	第8条 本件業務の作業期間並びに納入期限は、つぎのとおり。 (1) 監査計画書作成業務については、「監査依頼書」「提案書」に基づき「監査計画書」を作成し、提出する時期を言う。その内容について相互の合意を得る。ここにおいて合意に関しては第15条に従うものとする。納入期限は別途定める。 (2) 監査実施業務、監査報告業務については、「監査計画書」に基づき、監査実施及び監査報告を行なう。納入期限は別途定める。 (3) 改善実施確認業務については、「監査計画書」に基づき、監査実施の改善事項の確認を行なう。納入期限は別途定める。		第7条
アト	2. 乙は、本件業務が別途定める「本件業務の作業期間」所定の期間内に終了できず又は別途定める「7. 納入期限」所定の納入期限通りに納入物を納入できないと判断した場合は、甲にその旨を申入れ、第34条に定める手続に従って本契約を変更することができるものとする。この場合、乙の責に帰さざる事由により、当該納入期限が変更され、別途定める「委託料」所定の金額が不当となった場合も同様とする。		
⇒	第2章 本件業務の推進体制		
⇒	(業務従事者)		
→	第9条 本件業務に従事する乙の業務従事者(以下「監査人」という。)の選定は、乙がこれを行う。	監査人の表現	第8条
→	2. (守秘義務)乙の監査人は、本件業務遂行上、守秘義務を負うものとする。また、乙の監査人は、本件業務遂行上、甲及び丙の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該監査人に遵守させるものとする。		
⇒	(主任担当者)	監査人の資格について	資格内容
→	第10条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、本件業務を円滑に遂行するため、それぞれ本件業務の主任担当者1名を選任し、互いに書面をもって相手方に通知する。この変更を行った場合も同様とする。	丙については設定しない。丙については実務に関して11条で責任者を設定する。	第9条
→	2. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。	同上	
⇒	(責任者)	組織上の位置づけは	
→	第11条 甲、丙及び乙は、本契約締結後すみやかに、それぞれ本件業務に関する責任者1名を選任し、互いに書面をもって相手方に通知する。この変更を行った場合も同様とする。		第10条
→	2. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。		
⇒	① 監査計画書作成業務の実施に際し、乙から要請された事項の対応に関する権限及び責任		
	② 第15条所定の監査計画書の承認を行う権限及び責任		
	③ 第22条所定の監査の検収を行う権限及び責任		監査の検収に相当
	④ その他本契約の遂行に必要な権限及び責任		
	3. 乙の責任人は監査者として、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。		

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
	① 監査計画書作成に関する責任及び権限		
	② 監査の実施及び報告に関する責任及び権限		
	4. 丙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。		
	① 監査計画書作成業務の実施に際し、乙から要請された事項の対応に関する権限及び責任		
	② 監査計画書作成業務の実施に際し、乙から要請された事項の内容の確認		
	③ 第22条所定の監査の検収を行う権限及び責任		
⇒	(連絡協議会)	事前の作業、合意事項	
	第12条 甲、丙及び乙は、本件業務が終了するまでの間、本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するための連絡協議会の設置を協議する。	短期の場合は不要 長期の場合には連絡を密にするための公式の連絡経路を決める。 (中間成果も検討する。)	第11条
アト	2. 甲、丙及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、これに従わなければならない。		
アト	3. 甲、丙及び乙は、連絡協議会の議事内容・結果について議事録を作成し、各責任者がこれに記名捺印の上、それぞれ1部保有する。		
⇒	第3章 本件業務		
→	第1節 監査計画書作成業務		
	(監査計画書作成業務の実施)	チェックリストによって行なう	
→	第13条 乙は、監査提案書に基づき本件業務において監査対象の調査その他必要な調査・検討を行い、実施する監査の機能要件を分析・定義し、監査計画書を作成業務を実施する。		第12条
→	2. 監査計画書作成業務の実施に際し、乙は甲及び丙に対して必要な協力を要請できるものとし、甲及び丙は乙から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとする。	第11条との整合性を図る。	
◎	3. 第1項の乙による作業は請負形態で行われるものとする。	法律との整合性	
アト ◎	4. 次条所定の監査仕様検討会の結果、監査提案書と監査計画書の内容に差異が生じ、これにより別途定める「委託料」が不相当になった場合、又は別途定める「納入期限」が不相当となった場合は、乙は甲に対しそれらの変更を求めることができる。この場合の変更手続は、第34条によるものとする。		本条項の必要性を検討
□	(監査計画検討会の開催)		
○	第14条 「監査計画書」(または「監査基本計画書」)に基き当該業務の実施内容の確認会を開催し、「監査計画書」について合意と同意の確認を行う。必要に応じて、内容の見直しを行なう。		第13条 協議を簡単に具体的に記述
□	2. 保証要望内容の確認、保証条件の検討を行い、合意と同意を得る条件を明確にする。		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
→	(監査計画書の合意)		
→	第15条 乙は第8条により別途定める「納入期限(1)」所定の期日までに監査計画書を甲に納入する。		第14条
	(監査計画書の承認及び確定)	ジャッジのルール	
◎	第16条 甲は、乙より監査計画書の納入がなされた日から___日以内(以下「監査計画書の確認期間」という。)に監査計画書が第14条所定の監査仕様検討会での検討結果に適合することを確認し、直ちに甲の責任者は監査計画書に記名捺印し、乙に交付する。		第15条
○	2. 承認書が交付されない場合であっても、監査計画書の確認期間内に甲から書面による異議の申出がない場合は、監査計画書の確認期間の満了をもって甲の承認があったものとする。合意に至らない、確定しない場合は、38条、39条に従い、業務を精算して終了する。		
○	3. 前二項による甲の承認をもって監査計画書は確定したものとする。		
	<b>第2節 監査実施業務</b>		
	(監査の実施)		
	第17条 乙は前条により確定した監査計画書に基づき監査を実施する。		第16条
	2. 監査の実施に際し、乙は甲及び丙に対して必要な協力を要請できるものとし、甲及び丙は乙から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとする。		
	3. 第1項の乙による作業は請負形態で行われるものとする。		
□	(2)(方法論)監査は計画書に従って実施する。その際セキュリティに配慮し、連絡経路を明確にする。 (配慮事項) 守秘義務を認識し、遵守する。 セキュリティに配慮する。 連絡経路を明確にする。 安全性の確保(ツール、ネットワーク、DBアクセスなど) 安全性の確保(入退など物理的面)		
	事実確認(馴れ合いを認めない)		
□	<b>第3節 監査報告業務</b>		
□	(監査報告)		
□	第18条 乙は甲に対して「監査計画書」に従い監査結果を報告する。 情報セキュリティ監査実施業務において実施した結果については、各監査基準の報告基準を網羅し、誠意を持って報告する。		追加条項
□	2. 監査の報告に際し、乙は情報セキュリティ監査において、その目的に照らして明らかになった事項について漏らさず報告するものとする。		
□	3. 第1項の乙による作業は請負形態で行われるものとする。		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
□	4. (方法論) 監査報告は計画書に従って実施する。報告先を明確にする。 (配慮事項) 秘密事項など、守秘義務の遵守		
⇒	(再委託)		
○	第19条 乙は監査の一部の業務に関して、監査人として第三者の専門家の支援を得ることが出来る。ただし、この監査人への委託に関して乙は甲及び丙に対し、監査人の行為について全責任を負うものとする。	チームメンバーとして専門家を入れることはできるようにする。ただし判断はさせない。別途共同体での受託が出来るようにする。 丸投げは禁止(×)。	第18条 審査ではサポート(支援者)のものに審査はさせてはならない。判断は監査責任者が行う。
	(監査ツールの利用)		
◎	第20条 監査を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、甲、丙及び乙は、その取扱いについて協議し、甲又は乙と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。また、監査ツール、監査ソフトの仕様に関しては、関連する業務及びシステム等への安全性を確認して合意の上、使用するものとする。		第19条 テストしないで本番をするようなことを防止
◎	2. 第三者ソフトに起因する不具合又は権利侵害については、当該第三者ソフトの利用に関する契約に基づき処理するものとし、乙は責任を負わないものとする。	ツールに不備があった場合 → 業務を止めるようなことになった場合どうする。	有効性の確認 ISMS 27001
⇒	(納入物の納入)	報告書形式	
⇒	第21条 乙は甲に対し、第8条により別途定める「納入期限(2)」所定の期日までに監査を実施し、監査報告を行なう。但し、納入物のうち監査実施については、所定の監査内容の実施・確認をもって納入とするものとする。		第20条削除 第21条
→	2. 前項但書所定の監査の納入に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応ずるものとする。		
□	3. 乙は甲に対し、所定の納品物を期日までに監査を実施し、納品し監査報告を行なう。但し、納入物のうち監査報告については、所定の報告の実施確認をもって納入とするものとする。		追加
	(監査結果の承認)	成果物における不適合、不適格の表現	チェックリストが流用できるか
	第22条 乙は甲と協議の上、次条所定の監査の検収の基準となる監査計画書に基く監査チェック項目の要件、監査方法等を記述した監査仕様書を作成し、甲の責任者の確認を得るものとする。この場合、甲の責任者は、監査仕様書の提出後 〃 日以内に確認を終えるものとする。甲の責任者が、書面による異議の申出をすることなく監査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。		第22条 JASAの研究成果が発表されれば確認等をする
	(監査の検収)	監査の保証内容についての検収	検収条件を決める。
	<削除>	報告書の納入 計画書とおりの監査を実施したことの確認 納入物ーチェックリスト JASAの研究成果を参考にする	第23条

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
<input type="checkbox"/>	4. 保証内容 <第6章第31条に定める>		
⇒	第4章 資料及び情報の取扱い		
⇒	(資料等の提供及び返還)		
→	第23条 乙から甲または丙に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対し、無償でこれらの提供を行う。		第24条
→	2. 本件業務遂行上、甲または丙の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等の監査環境を含む。)を無償で乙に提供するものとする。		
→	3. 甲から提供を受けた資料等(次条第1項による複製物及び改変物を含む。)が本件業務遂行上不要となった場合は、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。		
→	4. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第9条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。		
⇒	(資料等の管理)		
<input type="checkbox"/>	第24条 1項<削除>		第25条
→	2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。		
⇒	(秘密情報の取扱い)		
⇒	第25条 甲、丙及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。		第26条
→	① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報		
→	② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報		
→	③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に入手した情報		
→	④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報		
→	⑤ 相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報		
→	2. 甲、丙及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。		



モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
⇒	3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。	後半、要検討	
→	4. 甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。		
→	5. 秘密情報の提供、返却等授受については、第23条第4項を準用する。		
→	6. 本条の規定は、本契約終了後、__年間存続する。		
→	7. 秘密情報のうち個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用されるものとする。		
⇒	(個人情報の取扱い)		
→	第26条 甲は乙に対し、甲の有する個人情報(特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。)を委託する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。		第27条
→	2. 乙は個人情報の委託を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはならない。		
→	3. 乙は、第1項に基づき甲、丙より委託を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。		
→	4. 第19条第1項にかかわらず、乙は甲、丙より委託を受けた個人情報を再委託してはならない。但し、再委託につき、甲の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。		
	5. 個人情報の委託、返却等授受については、第23条第4項を準用する。		
⇒	第5章 納入物の権利帰属		
⇒	(知的財産権の取扱い)		
→	第27条 本件業務遂行の過程で生じた知的財産又はノウハウ等については甲、丙、乙協議の上必要な措置を講ずるものとする。		第28条
○ 検討	2. 前各項の定めにかかわらず、納入物の著作権については、第29条の定めるところによる。		
⇒	(納入物の所有権)		
○ 検討	第28条 乙が甲に納入する納入物の所有権は、甲より乙へ委託料が完済された場合に、乙から甲へ移転する。		第29条
⇒	(納入物の著作権)		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
□ アト	第29条 甲または丙が従前から有していた著作物等の著作権を納入物に含めて使用することについては、甲または丙はこれを了承するものとする。		第30条
□	2. 監査報告書について、監査の評価結果の引用は部分引用を禁ずる。		
	第6章 保証及び責任		
	(保証及び責任の範囲)		第31条
○	第30条 (納入物) 第22条に基づく監査報告の検収後、甲は瑕疵(不審な点)を発見した場合、甲、丙はその根拠を示し、乙に説明を求めることが出来るものとする。また、甲、丙及び乙はその原因について協議・調査を行うものとする。協議・調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると認められた場合、乙は無償で補修・追完を行うものとし、乙の責に帰すべきものでないと認められた場合には、甲は協議・調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとする。但し、本項による乙の責任は監査の検収完了日から__ヶ月以内に請求があった場合に限るものとする。		
	(保証1)		
□	第31条 (仮)保証1について(保証及び責任の範囲) 監査の結果を評価し、その時点で監査基準の特定の項目あるいは状況を、爾後、ある条件の下により維持されることが保証できる事項を、乙は表明するものとする。ただし、このような項目あるいは状況が存在しない場合には、その旨を表明する。また、これらの項目あるいは状況が、保証要望内容として予め甲から提示されている場合、乙はこれらについて上記と同様に表明する。これらについては、乙は監査責任者としての同義的な責任のほか、監査契約金額を上限とする範囲内の賠償責任を負うものとする。		追加条
□	2. (保証及び責任の範囲) 保証1の保証期間 保証1に関する保証期間は〇ヶ月とする。ただし、この期間内にその前提条件としている条件事項の甲または丙による変更、故意の不遵守、または予期しない外部条件が発生した場合には、当該期間内にあっても乙は保証1の責任を負うことを免れるものとする。		
	(保証2)		
□	第32条 保証2について 監査の結果を評価し、是正事項の改善実施が行われ乙によるその確認の結果、監査基準の特定の項目あるいは状況を、爾後、ある条件の下により維持されていることが保証できる事項を、乙は表明するものとする。ただし、このような項目あるいは状況が存在しない場合には、その旨を表明する。また、これらの項目あるいは状況が、保証要望内容として予め甲から提示されている場合、乙はこれらについて上記と同様に表明する。この前提として、監査業務の範囲に、丙による是正事項の改善確認を含んでいる必要がある。これらについては、乙は監査責任者としての同義的な責任のほか、監査契約金額を上限とする範囲内の賠償責任を負うものとする。		追加条
□	2. (保証及び責任の範囲) 保証2の保証期間 保証2に関する保証期間は〇ヶ月とする。ただし、この期間内にその前提条件としている条件事項の甲または丙による変更、故意の不遵守、または予期しない外部条件が発生した場合には、当該期間内にあっても保証2の責任を負うことを免れるものとする。		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
アト	3. 本契約に関する乙の損害賠償その他の保証及び責任は、第37条及び前第31条、第32条の各項に定めた範囲のものに限られる。		
	第7章 本契約内容の変更		
	(監査計画書の変更)		
→	第33条 第16条による監査計画書の確定後、甲が監査計画書の内容を変更しようとする場合は、事前に乙に対しその旨を記載して書面をもって申入れ、乙と協議しなければならない。この変更が本件業務遂行に重大な支障をきたす等協議が調わない場合、乙は本契約を解約し、これまでに要した費用の償還を甲に求めることができるものとする。		第34条
→	2. 乙は、前項による監査計画書の変更が別途定めた「委託料」所定の金額、「作業期間」所定の期間等に影響を及ぼす場合は、次条に定める手続に従って本契約を変更することができるものとする。		
⇒	(本契約の内容の一部変更)		
→	第34条 本契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。		第35条
⇒	第8章 一般条項		
⇒	(権利義務譲渡の禁止)		
→	第35条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。		第36条
⇒	(解除)		
⇒	第36条 甲、丙又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。		第37条
→	① 重大な過失又は背信行為があった場合		
⇒	② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があった場合		
⇒	③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合		
⇒	④ 公租公課の滞納処分を受けた場合		
⇒	⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合		
⇒	2. 甲又は乙は、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。		

モデル契約書 (Ver..1.0)

対比	保証型監査の契約条項	保証型監査の契約条項 (検討キーワードを記載する)	備考 対応有無等 契約書案 JISA条項番号
⇒	3. 甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。		
⇒	(損害賠償)		
⇒	第37条 甲、丙及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して第3項所定の限度内で損害賠償を請求することができる。		第38条
⇒	2. 前項の損害賠償請求は、監査の検収完了の日から____日以内に行わなければ、請求権を行使することができない。		
⇒	3. 甲又は乙の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、別途定める「委託料」所定の金額を限度とする。		
	<第38条は、次の「合意管轄」又は「仲裁」のいずれかを選択>		
⇒	(合意管轄)		
⇒	第38条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。		第40条
⇒	(仲 裁)		
⇒	第38条 甲及び乙は、本契約に関する紛争については、____において 仲裁機関により同機関の仲裁規則に従い仲裁によって最終的に解決する。		第40条
⇒	(協 議)		
⇒	第39条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。		第41条
	以 上		